

令和7年度

国保税 ミニガイド



那覇市国保課HP
納税通知書の見方について



那覇市国保課HP
国民健康保険オンライン申請一覧

令和7年度より下記の点が変更されました。

○国保税の上限額（限度額を引き上げ）

医療分 65万円 → 66万円

支援分 24万円 → 26万円

介護分 17万円 → （増減なし）

那覇市国民健康保険課

住所 那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL：862-4262（直通）

FAX：862-4265

もくじ

国保ってどんな保険？	1
国保の資格・知らないと損をする社保の知識	2
保険税の求め方	3
保険税（医療分・支援分・介護分）の所得割額	4
保険税の計算例	5～6
保険税の軽減と減免、激変緩和措置について	7～9
保険税を滞納すると	10
保険税の納め方	11～13
マイナ保険証について	14
届出一覧表	15

国保ってどんな保険？

● 助け合いの保険です

加入者のみなでお金を出し合い、もしもの病気やケガのとき、安心して治療が受けられるようにするための保険です。

● 加入すべき人は

職場の健康保険に入っている方、後期高齢者医療制度（75 歳以上及び 65 歳以上で一定の障がいのある方を含む）に該当されている方、生活保護を受けている方以外は、すべての人が国民健康保険に加入するよう法律で義務づけられています。

● 国民皆保険制度です

日本では、すべての人が何らかの健康保険に加入するよう義務づけられています。これを「国民皆保険制度」といいます。

● 都道府県と市町村が一体となって国保を運営しています

平成 30 年 4 月より、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険を運営しています。

● 医療費は保険税で支えられています

医療費はみなさんの納める保険税でまかなわれています。国民健康保険の加入者は、必要に応じた医療を保険で受ける権利を有すると同時に、保険税を納める義務を負うことになります。

国保の資格

● 被保険者の資格取得・喪失について

国民健康保険の資格は那覇市に転入した日、他の健康保険を喪失した日、生活保護が廃止となった日から取得します。

※届け出た日からではありません。届け出が遅れた場合でも、国民健康保険の資格取得日にさかのぼって国民健康保険税を納めていただくことになります。

また、那覇市から転出したとき、他の健康保険に加入した時、生活保護が開始となった時、国民健康保険の資格は喪失します。

● 届け出はご自分で……自動的に資格は異動しません

職場の健康保険に加入、喪失した場合、職場などから市役所への連絡はありませんので、届け出は被保険者本人が行わなければなりません。届け出によって初めて資格が異動します。

※健康保険の異動があった場合は、14 日以内に届け出てください。（15 ページ参照）

なお、14 日以内に書類が揃わないおそれがある等、特段の事情がある場合や疑問等がございましたら、事前にお電話等にてご相談ください。

● 擬制世帯主（擬主）とは……

国保では世帯主（生計維持者）が「納税義務者」となります。その世帯主が職場の健康保険に加入している場合や後期高齢者医療制度の該当者でも、世帯に一人でも国保加入者がいれば、その方の保険税は納税義務者である世帯主が納めなければなりません。その場合の国保に加入していない世帯主のことを擬制世帯主と言います。

なお保険税の算定には、擬制世帯主の所得は含まれませんが、軽減判定においては擬制世帯主の所得を含めて判定します。

知らないで損をする社保の知識

● 会社を退職するとき、健康保険は？

会社を退職したあとの健康保険は次の選択肢があります。

①在職中の健康保険を任意継続する

任意継続とは、会社などを退職して被保険者の資格を喪失したとき、個人の希望により、在職中の健康保険に引き続き加入できる制度です。

※退職した日の翌日から 20 日以内に各健康保険組合へ申請する必要があります

加入していた健康保険により、任意継続時の保険料や加入条件、加入できる期間が異なるため、詳細は、各健康保険組合等へお問い合わせください。

②家族の社会保険等の扶養家族になる

収入状況やその家族との関係、失業給付の受給有無等で扶養の認定が受けられない場合があります。詳細は、ご家族の方の職場へお問い合わせください。

③国民健康保険に加入する

国民健康保険は前年所得に基づいて、毎年度税額を算出しています。

国保税に関しては、国民健康保険課へお問い合わせください。

保険税の求め方

国民健康保険税 ①～⑨の合計額 (限度額 109 万円)

医療分	保険税の総額は、その年の医療費等の見込み額に応じて決まります。その医療費等のうち保険税で負担すべき額は、次の計算方法で求めます。	
①所得割額	②均等割額	③平等割額
所得割算出基準額 × 税率 (9.70%)	加入者数 × 18,200 円	一世帯につき 25,400 円
医療分税額の、①+②+③の合計が 66 万円を超えた場合 ●賦課限度額・・・66 万円 (令和 7 年度)		

+

支援分	後期高齢者医療制度の運営を支えるため、その費用の一部を保険税で支援します。保険税で支援すべき額は、次の計算方法で求めます。	
④所得割額	⑤均等割額	⑥平等割額
所得割算出基準額 × 税率 (1.59%)	加入者数 × 3,300 円	一世帯につき 5,300 円
支援分税額の、④+⑤+⑥の合計が 26 万円を超えた場合 ●賦課限度額・・・26 万円 (令和 7 年度)		

+

介護分	国民健康保険に加入している40歳から64歳までの介護保険制度第2号被保険者のいる世帯の介護保険料は、次の計算方法で求めます。	
⑦所得割額	⑧均等割額	⑨平等割額
第2号被保険者に係る算出基準額 × 税率 (1.56%)	第2号被保険者数 × 7,700 円	第2号被保険者の属する一世帯につき 4,600 円
介護保険料の、⑦+⑧+⑨の合計が 17 万円を超えた場合 ●賦課限度額・・・17 万円 (令和 7 年度) ※介護保険適用除外施設に入所されている方は、介護保険分が免除となる場合があります。		

※年度の途中で 75 歳になる方は、誕生日の月より後期高齢者医療制度に加入 (被保険者) となり、保険料が別途発生します。

保険税 (医療分・支援分・介護分) の所得割額

「所得割額」は、所得割算出基準額を基に算出しますが、所得の種類により、算出基準額の求め方は異なります。

① 給与所得者の場合

給与所得 (給与収入 - 給与所得控除) - 43 万円 (基礎控除) = 所得割算出基準額

② 年金収入者の場合

年金所得 (年金収入 - 年金控除) - 43 万円 (基礎控除) = 所得割算出基準額

③ 給与、年金以外の所得の場合

事業等の所得 (総収入 - 必要経費) - 43 万円 (基礎控除) = 所得割算出基準額

※合計所得金額が 2,400 万円を超える場合は、基礎控除の額が異なります。

● 控除の対象とならないもの

所得税、市県民税で認められている配偶者控除や扶養控除、障害者控除、寡婦控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの控除は、国民健康保険税では認められていませんので、控除の対象とはなりません。

本人の基礎控除の 43 万円のみが控除されます。

● 未申告 (所得申告がまだ) の世帯は？

国民健康保険税は、「所得割」「均等割」「平等割」を合計して決定します。

所得申告をまだしていない場合には「均等割」と「平等割」の合計のみ課税し納税通知を送ります。お早めに所得申告を済ませ、決定年税額で納付を行ってください。

申告が遅れると・・・

ある一定程度の所得があり、「所得割」課税が発生した場合は、追徴でその分を納めていただくことになります。

● 申告しない場合は、軽減制度が適用されません

保険税の減額は、申告された所得額にもとづいて行われます。所得が低い世帯でも未申告の場合は、軽減制度が適用されません。(軽減制度については、7Pをご確認ください。)

また、上位所得者以外の世帯の中に未申告者がいる場合、世帯の所得把握ができないため、高額療養費の負担限度額や、一部負担金割合が上位所得者扱いとなってしまいます。

● 転入者への課税方法

那覇市へ転入してきた方の税額を算出する際は、前年中の所得額を課税年度の 1/1 時点の住所地の市区町村に照会します。そのため、所得額が確認できるまでの間は、暫定的に「均等割」と「平等割」の合計のみ課税し納税通知を送ります。所得額が確認できた時点で改めて税額が計算され、後日、税額変更通知を送ります。

国保税の計算例

保険税

医療分の計算例

計算例	④所得割額	⑤均等割額	⑥平等割額
自営業のお父さん（45歳） （所得255万円）	$(255万円 - 3万円) \times 9.70\% = 205,640円$	18,200円	25,400円
パートで働くお母さん（43歳） （収入125万5千円→所得70万5千円）	$(70万5千 - 43万円) \times 9.70\% = 26,675円$	18,200円	
年金受給者のおじいちゃん（72歳） （年金収入200万円→所得90万円）	$(90万円 - 43万円) \times 9.70\% = 45,590円$	18,200円	
中学生のこども（14歳）		18,200円	
計	277,905円	72,800円	25,400円
年間保険税額 = ①277,905円 + ②72,800円 + ③25,400円 = 376,105円となり、 百円未満切り捨ての、年間保険税は、376,100円となります。			

支援分の計算例

計算例	④所得割額	⑤均等割額	⑥平等割額
自営業のお父さん（45歳） （所得255万円）	$(255万円 - 43万円) \times 1.59\% = 33,708円$	3,300円	5,300円
パートで働くお母さん（43歳） （収入125万5千円→所得70万5千円）	$(70万5千 - 43万円) \times 1.59\% = 4,372円$	3,300円	
年金受給者のおじいちゃん（72歳） （年金収入200万円→所得90万円）	$(90万円 - 43万円) \times 1.59\% = 7,473円$	3,300円	
中学生のこども（14歳）		3,300円	
計	45,553円	13,200円	5,300円
年間保険税額 = ④45,553円 + ⑤13,200円 + ⑥5,300円 = 64,053円となり、 百円未満切り捨ての、年間保険税は、64,000円となります。			

介護分の計算例

計算例	④所得割額	⑤均等割額	⑥平等割額
自営業のお父さん（45歳） （所得255万円）	(255万円 - 43万円) × 1.56% = 33,072円	7,700円	4,600円
パートで働くお母さん（43歳） (収入125万5千円→所得70万5千円)	(70万5千 - 43万円) × 1.56% = 4,290円	7,700円	
年金受給者のおじいちゃん（72歳） (年金収入200万円→所得90万円)	介護保険料として国保税とは別に納める		
中学生のこども(14歳)			
計	37,362円	15,400円	4,600円
年間保険税額 = ⑦37,362円 + ⑧15,400円 + ⑨4,600円 = 57,362円となり、 百円未満切り捨ての、年間介護保険料は、57,300円となります。			

保険税の軽減と減免

● 法定軽減制度 ※申請不要

国保世帯主（擬主を含む）と被保険者である世帯員の総所得の合計（以下「世帯総所得」という）が一定以下の場合は、均等割額と平等割額の合計金額から保険税を減額する制度があります。未申告だと所得が把握できず、軽減が受けられなくなってしまうので、毎年の所得申告をお忘れなく。

＜7割軽減＞

前年の世帯総所得が 43 万円（※）以下の世帯は、均等割額と平等割額から 7 割を軽減します。

区分	安くなる金額	
	均等割	平等割
医療分	12,740 円 × 加入者数	17,780 円
支援分	2,310 円 × 加入者数	3,710 円
介護分	5,390 円 × 第 2 号被保険者数	3,220 円

＜5割軽減＞

前年の世帯総所得が 43 万円（※）+（被保険者数）× 30.5 万円以下の世帯は、均等割額と平等割額から 5 割を軽減します。

区分	安くなる金額	
	均等割	平等割
医療分	9,100 円 × 加入者数	12,700 円
支援分	1,650 円 × 加入者数	2,650 円
介護分	3,850 円 × 第 2 号被保険者数	2,300 円

＜2割軽減＞

前年の世帯総所得が 43 万円（※）+（被保険者数）× 56 万円以下の世帯は、均等割額と平等割額から 2 割軽減します。

区分	安くなる金額	
	均等割	平等割
医療分	3,640 円 × 加入者数	5,080 円
支援分	660 円 × 加入者数	1,060 円
介護分	1,540 円 × 第 2 号被保険者数	920 円

※世帯の給与・年金所得者が 2 人以上の場合は、43 万円 + 10 万円 ×（給与・年金所得者の数 - 1）

● 軽減判定所得

軽減を判定する所得と所得割額を算出する所得は、下記の点において異なります。

① 所得割額算出時には所得から控除するが、軽減判定時は控除しないもの

- ・譲渡所得に係る特別控除（公共機関の土地収用による補償金に対する控除等）
- ・事業専従者控除（営業所得があり、専従者への給与支払分に対する控除）

② 所得割額算出時は所得から控除しないが、軽減判定時には控除するもの

- ・公的年金特別控除（65 歳以上の年金所得者のみ）（年金所得に対する最高 15 万円の控除）

● 未就学児均等割の軽減 ※申請不要

小学校入学年度前までの子どもの均等割額（7 割・5 割・2 割軽減対象世帯は軽減後の額）が 5 割軽減されます。

● 産前産後期間の保険税免除 ※要申請

出産する国保被保険者の所得割額・均等割額が産前産後期間の 4 か月分（2 人以上の多胎妊娠の場合は 6 か月分）免除されます。免除にあたっての所得制限はありません。

※この制度の「出産」とは妊娠 85 日以上分娩で、死産・流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象となります。

● 非自発的失業軽減 ※要申請 ※表面 QR コード（右側）からオンライン申請ができます。

会社都合等で職を失った方を対象に、国民健康保険税が軽減されます。

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をご用意のうえ、国民健康保険課 15 番窓口または、オンライン（表紙 QR コード右側）にて申請を行ってください。離職票では申請できません。

【軽減内容】

離職日の翌日の属する月から、翌年度末までの間、前年の給与所得を 30/100 として算定します。

【対象者】

- 離職時点で 65 歳未満である方
- 雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等の事業主都合により退職した方）
離職理由コード・・・11、12、21、22、31、32）又は、雇用保険の特定理由離職者（雇用期間の満了等により離職した方 離職理由コード・・・23、33、34）
- 「特例受給資格者証」又は「高年齢受給資格者証」の記載がない方

● 申請による減額または免除 ※要申請

失業、災害、病気、障がいなどの事情により、保険税を納めることが困難な時は、保険税の減額または免除を受けられる場合があります。ただし、減免は、各納期限の 7 日前までに申請が必要であるため、詳しくは、保険税グループまでご相談ください。

＜所得が減少した場合＞

失業などの理由により前年に比べ所得が大幅に減少した世帯で、前年の世帯総所得が 600 万円以下の場合は、一定の条件を満たすことにより所得金額と減少の程度に応じて、保険税の所得割額から 30%～100%を減額します。（但し、担税力調査により減額できない場合があります。）

＜災害を受けた場合＞

損害額が資産の 3 割以上で、前年の世帯総所得が 1,000 万円以下の場合は、所得額と被災の程度により、保険税額の 8 分の 1～全額を免除します。

＜給付制限を受けた場合＞

刑事施設等に収容され、給付を受けられない期間があった場合は、その期間についての保険税を免除します。

＜生活保護の適用を受けた場合＞

適用を受けた日以降に来る納期の分の保険税を免除します。

＜債務返済のために居住用財産を譲渡した場合＞

返済額に対応する所得割額を減額します。

＜破産が決定した場合＞

破産が決定した者についての所得割額を減額します。

● 後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の激変緩和措置

①被用者保険（社保等）からの移行世帯への配慮 ※要申請

被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、扶養されていた 65 歳以上の方が国保加入した場合、これまで保険税が賦課されていなかった状況を考慮し、以下の激変緩和措置が受けられます。

被用者保険から国保へ移行した 65 歳以上の方の保険税

- ①所得割額：所得の有無に関わらず賦課しません。
- ②均等割額：半額
- ③平等割額：半額（※世帯全員が 65 歳以上で被用者保険から国保へ移行した世帯のみ）

※但し、②、③については、2019 年以降、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までに限り実施。また、7 割・5 割軽減に該当する場合は除きます。

②低所得世帯への軽減人数の配慮 ※申請不要

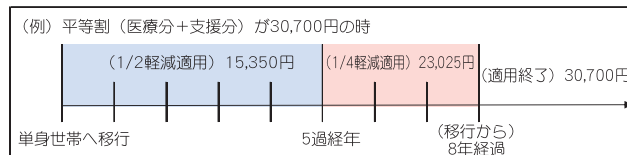
5 割又は 2 割の軽減を受けている国保世帯の被保険者が後期高齢者医療へ移行し、世帯の国保被保険者が減少しても、これまでと同様の軽減措置を適用します。

※但し、納税義務者（世帯主）が変更となったときは、緩和措置は終了します。

③単身世帯への世帯別平等割額の配慮 ※申請不要

国保世帯の被保険者が後期高齢者医療へ移行し、国保世帯が単身世帯となった場合、医療分及び支援分に係る平等割が軽減されます。

移行後（5 年間）：1/2 軽減→ 5 年経過後（3 年間）：1/4 軽減



国保税を滞納すると

1 督促状の送付

納期限までに保険税が納付されない場合、督促状を送付するとともに、文書等による催告を行います。

また、市が委託した「那覇市国保お知らせセンター」から電話（098-951-3701）や SMS（070-1838-6163（送信専用））によるお知らせも行っています。

2 納付相談

被災、病気、事業の廃止などの特別な事情で納付が困難な場合はご相談ください。

3 滞納処分（差押）

督促状発送後も納付が無い場合、預貯金や給与等の財産を差し押さえる場合があります。

4 特別療養費の支給

特別な事情が無く長期間滞納が続くと「特別療養費」の支給対象者となり、医療費はいったん全額自己負担し、申請により保険給付分の払い戻しをけることになります。

また、納期限から 1 年 6 か月以上保険税を滞納している方については保険給付を差止し、その給付金を滞納保険税へ充当する場合があります。



保険税の納め方

● 口座振替払い

毎月保険税の納付のために、足を運び手間がはぶけます。
各納期での納め忘れがなくなります。

- ・ 振替日は各納期の納期限日です。
- ・ 国民健康保険課15番窓口では、キャッシュカードのみ(暗証番号必須)で口座振替登録が可能です。口座名義人ご本人様の窓口来課が必要です。
- ・ 各金融機関で口座振替申込の場合は、預金通帳と通帳届出印、納税通知書を市内金融機関へ持参してください。
- ※ 手続き方法についてご不明な点がございましたら、当課までお問い合わせください。
- ※ 後期高齢者医療制度に移行した場合は、再度金融機関（または国民健康保険課 12 番窓口）にて申込が必要になります。

● 納付書払い（金融機関・コンビニ払い）

- ・ 月々の納期限までに最寄りの金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください。
- ・ 期別（1～10）・納期限（使用期限）をよく確認し、納める分の納付書だけを窓口へお出しください。
- ・ 現金のみでの納付となります。
- ・ 領収証書は納付を証明する大切な書類です。受け取ってください。
- ※ 県外へ転出された方で、ゆうちょ銀行、郵便局での納付を希望される場合は、郵便局専用の納付書を発行しますので、お申し出ください。

● 納付書払い（スマートフォンアプリ）

- ・ 月々の納期限までにスマートフォンアプリの「PayB」「PayPay」「d払い」「auPay」で納めてください。
- ・ スマートフォンアプリで納付した場合、領収書は発行されません。
- ・ 納付手続き完了後は、取消しができません。期別や金額など内容を十分にご確認の上、手続を行ってください。
- ・ 納付手続き完了後に納付書を再度使用し、アプリで納付したり、金融機関やコンビニエンスストア等窓口で納付しないようにご注意ください。
- ※ 登録方法や支払手順、決済履歴などについては、各アプリの公式サイトをご確認ください。ダウンロードやご利用時にかかる通信料は利用者負担となります。
- ※ コンビニエンスストアや市役所、銀行の窓口において、スマートフォンアプリを利用したお支払いはできません。
- ※ 決済アプリのサービス終了に伴い、対応アプリが変更になる場合があります。

● 領収書、納税証明書について

- ・ 領収書が必要な場合は、納付書裏面の金融機関窓口やコンビニエンスストアにて納付してください。
- ・ 納付に関する証明書を取得される場合は、収納反映におよそ 2 週間程度の時間がかかるため、お急ぎの場合は下記「納付書での納付場所」中の金融機関窓口やコンビニエンスストア等で納付し、領収書を持参してください。
- ※ アプリ決済後の支払い履歴等の画面提示による証明書の発行はできません。

● コンビニエンスストアやスマートフォンアプリで納付できない納付書

- ・ 「使用期限（納期限）」を過ぎている納付書
- ・ 記載金額が 30 万円を超えている納付書
- ・ バーコードが印字されていない納付書
- ・ 汚れや破損などでバーコードの読み取りができない納付書

納付書での納付場所

金融機関

- ・ 琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・みずほ銀行
- ・ 沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合・鹿児島銀行
- ・ 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局（県外の場合は専用納付書にて）

コンビニエンスストア（全国の各店舗）

- ・ ファミリーマート・ローソン・ローソンストア 100
- ・ セブン・イレブン・デイリーヤマザキ・ヤマザキデイリーストア
- ・ ニューヤマザキデイリーストア・ミニストップ
- ・ ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ポプラ
- ・ 生活彩家・くらしハウス・スリーエイト・セイコーマート
- ・ ハマナスクラブ・タイエー・ハセガワストア・MMK 設置店

スマートフォンアプリ

- ・ PayB・PayPay・d払い・auPay

納付の相談

特別な事情などにより納期内に納付することが困難な方は、国民健康保険課までお早めに相談にいらしてください。



● 特別徴収（年金引落としについて）

那覇市では、国税税の特別徴収（年金引落とし）を実施しております。特別徴収の対象となる方は、原則として以下3つの条件をすべて満たす納税義務者です。

1. 国保加入者全員が 65 歳～ 74 歳である世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）であること。
2. 特別徴収の対象となる年金支給額（年額）が 18 万円以上あること。
※対象となる年金の順位は決まっており、国民年金法による老齢基礎年金が第 1 順位となります。
3. 世帯主の国税税と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金支給額の 2 分の 1 を超えないこと。

なお、特別徴収対象者について、国税税の納付方法を口座振替に変更することができます。

国民健康保険課 15 番窓口で次の 2 つの手続きを行ってください。

① 特別徴収から口座振替に変更する旨の申出

窓口にて備え付けの申出書に記入し、提出してください。

② 口座振替の手続き

キャッシュカード（暗証番号必須）をご持参ください。

※特別徴収又は口座振替のどちらを選択しても、年間で納めていただく国税税額は同じです。

※特別徴収の停止と口座振替の開始までには一定の期間がかかります。



マイナ保険証について

令和 6 年 12 月 2 日より、現行の国民健康保険被保険者証は新たに発行されなくなりました。

マイナ保険証とは

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録し、医療機関等において保険資格確認を可能とするもの

● マイナ保険証を持っている方※保険証利用登録が済んでいること

マイナ保険証にて医療機関等を受診することができます。

マイナ保険証未対応の医療機関受診時、マイナ保険証の読み取りが出来ない時などは、以下の方法でも受診できます。

- ・ 現行の健康保険証（有効期限内のもの）
- ・ マイナ保険証＋資格情報のお知らせ
- ・ マイナ保険証＋マイナポータルの資格情報画面

● マイナ保険証を持っていない方

資格確認書にて医療機関等を受診することができます。

※資格確認書がお手元に届くまでは、現行の健康保険証をご利用ください（現行の健康保険証は有効期限内は使用できます）

● 資格確認書、資格情報のお知らせについて

- ・ 記載内容に変更があれば、市区町村の担当窓口へ届け出が必要です。（詳しくは 15P をご確認ください。）
- ・ 貸し借りは絶対に行わないで下さい。
- ・ コピー、有効期限切れの資格確認書等は使用できません。
- ・ 紛失、汚損した場合は、再交付を受けてください。

● マイナ保険証の利用登録解除は申請が必要です

那覇市の国民健康保険にご加入中の方で、利用登録解除をご希望の場合は、那覇市役所本庁舎 1 階国民健康保険課 14 番窓口または郵送にて申請が必要です。

申請に必要なもの

- ・ 免許証やマイナンバーカード等の本人確認書類
 - ・ 国民健康保険の記号番号がわかるもの（国保証、資格確認書など）
 - ・ 委任状（18 歳以上の方の手続きを代理で申請する場合）
- ※住民票上の世帯が同世帯・別世帯問わず委任状が必要です。

**届け出はご自身で！
資格は自動的に異動しません！
こんなときは 14 日以内に届け出を！**

届け出には、本人確認書類（免許証など）とマイナンバーがわかるものが必要です。

代理の方が申請する場合は、委任状も必要です。

届け出先：ハイサイ市民課、または各支所、国民健康保険課

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入	他の市区町村からの転出証明書※
	職場の健康保険をやめた (被扶養者から外れた)	健康保険資格取得証明書※
	子どもが生まれた	親子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
やめるとき	他の市区町村へ転出	資格確認書
	職場の健康保険に加入した	職場の保険証 または 健康保険資格取得 証明書※  国保脱退手続き申請フォーム
	国保の被保険者が死亡した	死亡を証明するもの、資格確認書
	生活保護を受け始めた	保護開始決定通知書、資格確認書
その他	那覇市内で住所が変わった	資格確認書（加入者全員）
	世帯主や氏名が変わった	
	世帯分離、合併をした	
	就学のため、他の市区町村へ転出	資格確認書、在学証明書 (学生証の写しでも可)
	治療などで他の市区町村の施設へ入所する	資格確認書、入所証明書
	資格確認書の再発行	汚損した資格確認書・遺失届 出受理番号票など

※外国人が手続きするときは、上記必要なものと在留カード、パスポートを持参してください。(各支所では受付できません)

※健康保険資格取得・喪失証明書の様式は、那覇市のホームページよりダウンロードできます。

※国保をやめるとき、有効期限の残った国保証は返却が必要となるため、お手続きの際に持参してください。